

鹿屋体育大学職員懲戒規則

平成16年4月1日
規則 第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（以下「就業規則」という。）に定めるもののほか、職員の懲戒に関し、手続きその他必要な事項について定める。

(調査)

第2条 職員が、就業規則第49条第1項各号に定める懲戒の事由（以下「懲戒事由」という。）に該当するおそれがあると認められる場合には、当該職員について事実関係の調査を行うものとする。

2 前項に規定する調査は、学長が指名する職員が行うものとする。

(調査結果の報告)

第3条 前条第2項の規定により調査を命じられた職員は、当該事案に係る調査を行い、調査結果の報告書を遅滞なく作成し、学長に報告しなければならない。

(陳述の機会)

第4条 学長は、前条に規定する調査結果の報告により、懲戒事由に該当する行為があったと認める場合には、当該懲戒事由に該当する職員に対して、懲戒事由に抵触する旨の文書を交付し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

2 前項の規定により文書を受領した職員は、当該文書の内容について不服がある場合には、学長に対して当該文書を受領した後14日以内に陳述の機会を請求するものとする。

(再調査)

第5条 学長は、第3条に規定する調査結果の報告と前条第2項の規定により陳述を行った職員の陳述内容に相違がある場合で、必要があると認めるときは再度の調査（以下「再調査」という。）を行うものとする。

(懲戒処分の決定)

第6条 学長は、第2条第1項に規定する調査又は前条に規定する再調査の結果により、職員が懲戒事由に該当すると認めるときは、当該職員に対して懲戒処分を行うものとする。

2 前項に規定する懲戒処分は、職員が行った懲戒事由に該当する行為の状況等を別に定める懲戒の指針に照らし合わせて、就業規則第49条第2項に定める懲戒の区分を決定して行うものとする。

(懲戒の手続)

第7条 学長は、前条第2項の規定により懲戒処分を決定した場合は、当該職員に対し、懲戒処分書及び処分の事由を記載した説明書を交付するものとする。この場合において、当該懲戒処分は職員に懲戒処分書を交付したときにその効力が発生するものとする。ただし、懲戒処分書及び説明書を受けるべき職員の所在を知ることができない場合におい

ては、当該処分書等の交付に代わる方法による通知が到達したときにその効力が発生する。

2 前項に規定する懲戒処分書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 「懲戒処分書」の文字
- (2) 懲戒処分に係る職員の占める職の組織上の名称、職務の級又はその他の公の名称
- (3) 懲戒処分に係る職員の氏名
- (4) 懲戒処分の内容
- (5) 懲戒処分を発令した日付
- (6) 懲戒権者の職名、氏名及び公印

(訓告及び嚴重注意)

第8条 就業規則第50条に規定する訓告及び嚴重注意は、非違の行為を犯した職員又はその監督者で、懲戒に該当するに至らない場合に、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 訓告 文書を交付し、注意の喚起を促す。
- (2) 嚴重注意 口頭により、注意の喚起を促す。

(適用除外)

第9条 第2条から第7条の規定は、懲戒事由に該当するおそれのある職員が教員である場合には適用しない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、職員の懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。